

町 民 各 位

平成21年11月13日
横瀬町健康づくり課

新型インフルエンザワクチン接種について

埼玉県では、11月5日、インフルエンザ流行発生警報を発令しました。今後さらに感染の拡大が心配されます。町民の皆様には、インフルエンザの感染予防の徹底とかがってしまった場合の適正な医療機関の受診をお願いいたします。

このような状況の中、国が実施主体となり、ワクチンの優先接種対象者や接種実施機関を定めワクチン接種を進めております。インフルエンザワクチンは、一般的には、重症化予防、死亡数減少を主な目的として使用されており、今回の新型インフルエンザに対するワクチン接種も、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的としております。しかし、副反応の発生等のリスクを伴うこともあります。

このようなことから、町民の皆様には、「新型インフルエンザワクチン接種のお知らせ」（以下「お知らせ」という。）をお読みいただき、ご理解をいただいた上で、接種を受けていただくようお願いいたします。



新型インフルエンザワクチン接種のお知らせ

新型インフルエンザワクチン接種については、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われていく見通しです。そのため、ワクチンの接種には、優先順位が設けられています。優先接種対象者に該当する方は、一人ひとりが、ワクチン接種の効果とリスクをご理解いただいた上で、接種を受けていただくようお願いいたします。

1 新型インフルエンザワクチンについて

○新型インフルエンザウイルス (A/H1N1) はこれまでの季節性インフルエンザウイルスとは異なり、国民の大多数が免疫を持っていません。新型インフルエンザワクチンは、免疫をつけ死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的に接種するものです。

2 ワクチン接種の効果について

○インフルエンザワクチンは、重症化や死亡するリスクを低くすることが期待されますが、感染自体を防ぐことは保証されていません。

3 副反応について

○接種部位が腫れたり、熱をもつことがあります。そのほかに発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、嘔吐等が出るがありますが、通常2～3日で消失します。また、ごくまれですが、重篤な副反応も起こりうる可能性がありますと言われています。

4 新型インフルエンザワクチンを接種できる方について

○今回、新型インフルエンザワクチンを接種できるのは、優先接種対象者のみです。ただし、ワクチン接種は任意の予防接種であり、強制ではありません。
○対象となっていない方の接種時期は、未定です。

5 すでにA型のインフルエンザに感染した方について

○基本的に新型インフルエンザにすでに感染した方については、免疫が獲得されているため、ワクチンの接種を受ける必要はないと考えられます。

そのため、今年夏以降にA型のインフルエンザと診断された方及び検査は、陰性と判定されたが新型インフルエンザと診断を受けた方は、ワクチン接種は必要ありません。

6 妊娠している方について

○妊娠している方への接種は、11月16日以降を予定していますが、「保存剤無添加のワクチン」は11月後半から接種が開始される予定です。「保存剤無添加のワクチン」を希望する方は、接種可能日について、かかりつけの産科医等にお問い合わせください。

※季節性インフルエンザワクチンでも同様の保存剤が使用されています。

○現状では、妊娠初期にインフルエンザワクチンの接種を受けたことにより流産や先天異常の発症リスクが高くなったという報告はありません。また、新型インフルエンザワクチンは母乳を介してお子様に影響を与えることはないと言われています。

ワクチンの優先接種対象者

優先接種対象者	ワクチン接種の受け方	接種時に必要な書類	開始時期及び目安
妊婦	かかりつけ医で接種を受けます。	母子健康手帳等	11月16日(月)～
※基礎疾患を有する方	かかりつけ医で接種を受けます。かかりつけの医療機関で接種できないときには、「優先接種対象者証明書」を発行してもらい、接種が可能な医療機関で接種を受けます。	優先接種対象者証明書 ※かかりつけ医以外で接種を受けるとき	11月9日(月)～
			11月16日(月)～
			11月16日(月)～
			12月3日(木)～
1歳～小学校低学年(1年～3年生)	かかりつけ医で接種を受けます。保護者の同伴が必要です。	母子健康手帳又は各種健康保険被保険者証等	11月16日(月)～
1歳未満の小児の保護者	かかりつけ医で接種を受けます。	母子健康手帳、各種健康保険被保険者証または住民票等対象児と同一世帯であることを確認できる書類	12月18日(金)～
優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者	かかりつけ医で接種を受けます。	優先接種対象者証明書及び各種健康保険被保険者証または住民票等対象児と同一世帯であることを確認できる書類	12月18日(金)～
小学校4年～6年生	かかりつけ医で接種を受けます。16歳未満の方は、原則保護者の同伴が必要です。	各種健康保険被保険者証、学生証または住民票等	12月18日(金)～
中学生、高校生			1月6日(水)～
高齢者(65歳以上)	かかりつけ医で接種を受けます。	各種健康保険被保険者証、運転免許証または住民票等年齢を確認できる書類	1月12日(火)～

各医療機関の接種開始時期は、ワクチンの入荷状況により、異なることがあります。

※基礎疾患を有する方について

○基礎疾患とは、以下の9つの疾患を有し、入院中または通院中の方が該当になります。

- ①慢性呼吸器疾患 ②慢性心疾患(高血圧を除く。) ③慢性腎疾患
 ④慢性肝疾患 ⑤神経疾患・神経筋疾患 ⑥血液疾患 ⑦糖尿病
 ⑧疾患や治療に伴う免疫抑制状態 ⑨小児科領域の慢性疾患

○基礎疾患を有する方で最優先接種グループに該当する方は、①基礎疾患を有し1歳～小学校3年生に相当する年齢の方と、②各基礎疾患のうち、「最優先対象者の基準」に該当する方です。最優先接種の対象となるかどうかは、かかりつけの医療機関にご相談ください。

新型インフルエンザワクチン接種費用の助成について

町では下記のとおり、今般の新型インフルエンザワクチン接種に係る費用について、助成することとしました。該当する方が医療機関で接種を受けるときには、町で交付する「新型インフルエンザワクチン接種無料券」（以下「接種無料券」という。）が必要になりますので、下記により申請してください。

補助対象者

町内に住所がある下記のいずれかに該当する方

- 1 優先接種対象者のうち、
 - ・生活保護受給世帯に属する方
 - ・町民税非課税世帯に属する方
- 2 接種時点で満1歳から平成21年度に小学校6年生に相当する年齢に達している方

※ 補助対象者に該当しているかどうかの電話での問い合わせについては、本人確認ができないためお答えできませんのでご承知おきください。

※ 町民税非課税世帯に属する方については、町民税の申告がしてあることが必要になります。申告がしてない方については、申告をしてから申請をしていただくことになります。申告についての問い合わせは税務課（電話 25-0113）にお問い合わせください。

補助対象額

国が優先接種対象者に、接種が必要と判断した接種回数に応じて、接種した実費費用

- 1 1回目の接種 3,600円
- 2 2回目の接種 2,550円

※ やむを得ない理由により、初回と2回目で医療機関が異なる場合、2回目の接種費用は、3,600円となります。

申請の方法

- 1 申請場所 役場 健康づくり課
- 2 申請時間 平日 8:30～17:15
- 3 申請に必要なもの
 - ・印鑑
 - ・母子健康手帳、各種健康保険被保険者証、生活保護受給者証等本人確認ができるもの
 - ・医療機関が発行した予約券

ワクチン接種の流れ

ワクチン接種の補助を希望される方は、次の手順に従ってください。

- 1 優先接種対象者に該当し、接種費用の補助対象になっているか確認してください。
- 2 該当している場合は、まず、かかりつけの医療機関にお問い合わせください。
- 3 医療機関で接種の予約できたら、【予約券】が発行されます。
- 4 申請に必要な書類を持参して、役場健康づくり課窓口で【新型インフルエンザワクチン接種無料券】の交付を受けてください。
- 5 医療機関受診に必要な書類を持参して、予約した医療機関で接種を受けてください。

その他

- 1 接種無料券が使用できない医療機関で接種を受けた場合等については、役場健康づくり課窓口にご相談ください。

お問い合わせ先

役場 健康づくり課 電話 25-0116

